クリーンウッド法に
基づき合法伐採木材の
利用を促進します

ご存知ですか クリーンウッド法

1 木材利用が人と地球を守る

木材は建築に多く用いられてきた再生可能な資源です。また、木材には、人のストレスを少なくし、疲れにくくするなどのリラックス効果があるとともに、室内の湿度調整や断熱性の高さなどから、人が過ごしやすい環境づくりに役立ちます。さらに、木材の建築への利用は、空気中の炭素の長期間固定・貯蔵により地球温暖化の防止にも貢献します。

2 違法伐採は数々の悪影響を及ぼす

しかしながら、同じ木材であっても、各国の法律に適合しない伐採である違法伐採による木材が一部流通しています。森林が違法伐採されると、①伐採された地域の森林減少に伴う環境破壊、②適正なコストが反映されない不公正な貿易、取引に伴う経済的損失、③テロ組織等への資金供給などの悪影響を及ぼすことが懸念されます。

3 違法伐採に対処するクリーンウッド法

このような、環境破壊などの問題を引き起こす違法伐採に対処する取り組みが世界各国において進められています。我が国においても、2017年（平成29年）５月にクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進等に関する法律）が施行され、合法伐採木材等の利用を積極的に進めることとしました。このため、クリーンウッド法では、木材等を利用するすべての事業者は、各国の法律に適合して伐採された合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められ（法第５条）、特に木材等を扱う木材関連事業者は、合法伐採木材等の利用を促進することになります。

4 合法伐採木材等の利用を促進する

具体的には、森林所有者から丸太を買い取ったり、木材等を輸入して加工・販売している事業者（第一種木材関連事業者）は、その際に、森林所有者や輸出する者から、樹木の種類、伐採地（国または地域）、合法性証明の書類を求め、合法性を確認し、販売に当たってはそのことを示す書類（納品書等）を添付します。また、建築・建設事業者（第二種木材関連事業者）が木材を購入する際には、購入先の木材関連事業者からの当該書類（納品書等）に基づき、合法性の確認をすることにより、合法伐採木材等の利用を促進します。

木材等の流通のイメージ

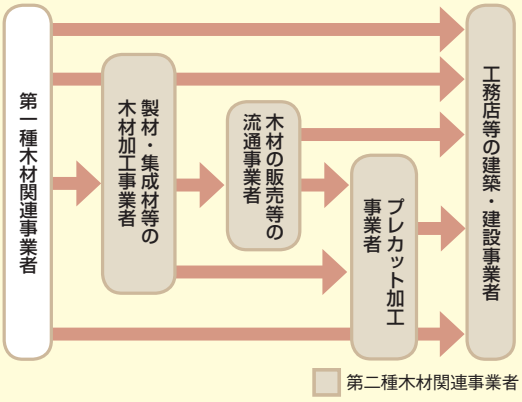

合法伐採木材の利用は、環境保全、取引の公正化、そしてSDGsにつながる

合法伐採木材等の利用は、環境保全、木材等の調達における取引の公正化につながります。そして、SDGsとも深く関わっています。17のゴールのうち、特に、「⑫つくる責任 つかう責任」、「⑬気候変動に具体的な対策を」、「⑮陸の豊かさも守ろう」、「⑯平和と公正をすべての人に」などにつながります。

木材等を扱う建築・建設事業者には、クリーンウッド法の趣旨を踏まえ、地球環境の保全に対して責任のある事業者として、合法伐採木材等の利用を促進することが求められています。

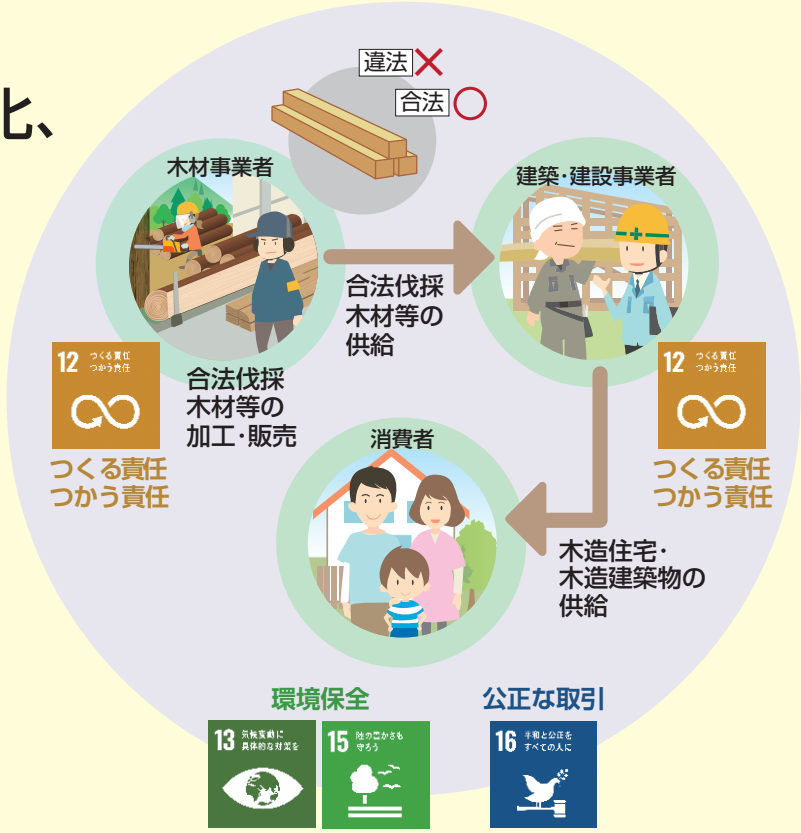

SDGs *Sustainable Development Goals*

※SDGs（エスディージーズ）とは、Sustainable Development Goalsという英語の略称です。「持続可能な開発目標」と訳され、2015年９月の国連総会で採択された国際社会全体の共通目標であり、2030年のあるべき姿としての17のゴール（目標）と169のターゲット（課題）で構成されたものです。

このリーフレットは、国土交通省住宅局の補助事業により、（公財）日本住宅・木材技術センターが制作しました。

クリーンウッド法に基づき
合法伐採木材の利用を促進します

ご存知ですか クリーンウッド法

木材利用が人と地球を守る

木材は建築に多く用いられてきた再生可能な資源です。また、木材には、人のストレスを少なくし、疲れにくくするなどのリラックス効果があるとともに、室内の湿度調整や断熱性の高さなどから、人が過ごしやすい環境づくりに役立ちます。さらに、木材の建築への利用は、空気中の炭素の長期間固定・貯蔵により地球温暖化の防止にも貢献します。

違法伐採は数々の悪影響を及ぼす

しかしながら、同じ木材であっても、各国の法律に適合しない伐採である違法伐採による木材が一部流通しています。森林が違法伐採されると、①伐採された地域の森林減少に伴う環境破壊、②適正なコストが反映されない不公正な貿易、取引に伴う経済的損失、③テロ組織等への資金供給などの悪影響を及ぼすことが懸念されます。

違法伐採に対処するクリーンウッド法

このような、環境破壊などの問題を引き起こす違法伐採に対処する取り組みが世界各国において進められています。我が国においても、2017年(平成29年)５月にクリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進等に関する法律)が施行され、合法伐採木材等の利用を積極的に進めることとしました。このため、クリーンウッド法では、木材等を利用するすべての事業者は、各国の法律に適合して伐採された合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められ(法第５条)、特に木材等を扱う木材関連事業者は、合法伐採木材等の利用を促進することになります。

合法伐採木材等の利用を促進する

具体的には、森林所有者から丸太を買い取ったり、木材等を輸入して加工・販売している事業者(第一種木材関連事業者)は、その際に、森林所有者や輸出する者から、樹木の種類、伐採地(国または地域)、合法性証明の書類を求め、合法性を確認し、販売に当たってはそのことを示す書類(納品書等)を添付します。また、建築・建設事業者(第二種木材関連事業者)が木材を購入する際には、購入先の木材関連事業者からの当該書類(納品書等)に基づき、合法性の確認をすることにより、合法伐採木材等の利用を促進します。

木材等の流通のイメージ

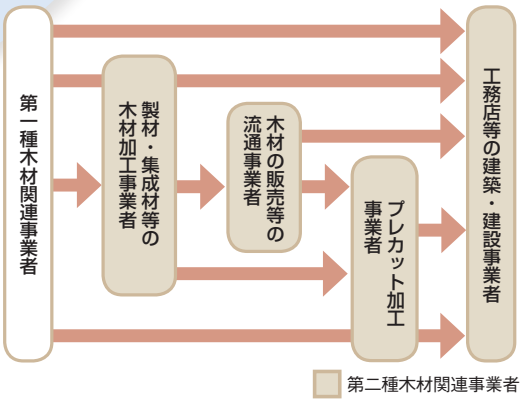

合法伐採木材の利用は、環境保全、取引の公正化、そしてSDGsにつながる

合法伐採木材等の利用は、環境保全、木材等の調達における取引の公正化につながります。
そして、SDGsとも深く関わっています。17のゴールのうち、特に、「⑫つくる責任つかう責任」、「⑬気候変動に具体的な対策を」、「⑮陸の豊かさも守ろう」、「⑯平和と公正をすべての人に」などにつながります。

木材等を扱う建築・建設事業者には、クリーンウッド法の趣旨を踏まえ、地球環境の保全に対して責任のある事業者として、合法伐採木材等の利用を促進することが求められています。

SDGs
Sustainable Development Goals

※SDGs（エスディージーズ）とは、Sustainable Development Goalsという英語の略称です。「持続可能な開発目標」と訳され、2015年９月の国連総会で採択された国際社会全体の共通目標であり、2030年のあるべき姿としての17のゴール（目標）と169のターゲット（課題）で構成されたものです。

このリーフレットは、国土交通省住宅局の補助事業により、（公財）日本住宅・木材技術センターが制作しました。